事 案	歯科技工所を開設した場合
根拠法令	歯科技工士法第21条第1項
提出期限	開設後10日以内 様式 1号
添付書類	① 管理者の免許証の写し(原本提示)② 従事者の免許証の写し(原本提示)③ 歯科技工所の構造設備の詳細④ 歯科技工所の平面図(設備概要を記載したもの)⑤ 定款の写し(法人開設の場合のみ)

届出書記載要領

他山 肯 心戰安快		
「開設者」欄		・ 開設者の住所、氏名及び電話番号を記載する
開設の場所		・ 住居表示のとおり記載する
		・ ○丁目○番○号と省略せず記載する
		・ ビル内の場合はビルの名称と階数まで記載する
歯科技工所の名称		・ 歯科診療所と紛らわしい名称を用いないこと
開設年月日		・ 開設後10日以内に届け出ること
管理者の住所・氏		・ 歯科医師又は歯科技工士であること
名		管理者がリモートワークを行う場合、リモートワーク
		を行う旨、連絡可能な電話番号、歯科技工所以外の場所
		であって、主にリモートワークを行う場所(自宅以外の
		場所で主にリモートワークを行う場合、その場所の住所)
		を記載する
従事者の氏名		・ 歯科医師又は歯科技工士であること
		・ 当該歯科技工所でリモートワークを行う者がいる場合、
		リモートワークを行う者の氏名、その者に連絡可能な電
		話番号、歯科技工所以外の場所であって、主にリモート
		ワークを行う場所(自宅以外の場所で主にリモートワー
		クを行う場合、その場所の住所)を記載する
	歯科技工所の	10㎡以上であること
構造設備の概要	面積	
	照明器具数	・ 歯科技工を適切に行える程度の照明が設置されている
		こと
	換気装置数	・ 技工所内の空気清浄のため、換気扇等が設置されてい
		こと
	集じん装置数	・ 粉塵の発生を防止するため、集じん装置が設置されて
		いること